

## <規約>

### ふるさと銀河線沿線応援ネットワーク規約

- 第1条（名 称） 本会は「ふるさと銀河線沿線応援ネットワーク(応援ネット)」と称する。
- 第2条（事務所） 本会の事務所は、事務局長宅におく。
- 第3条（会 員） 本会はふるさと銀河線復活運動に賛同する団体及び個人の会員で構成する。
- 第4条（目 的） 本会はふるさと銀河線復活を目指し、その活動を通じ沿線自治体の活性化と  
環境保護に貢献することを目的とする。
- 第5条（役 員） 本会に下記の役員を置く。  
・顧 問 若干名  
・代 表 1名  
・副 代 表 若干名  
・会 計 2名  
・監 事 2名  
・事務局長 1名  
・事務局次長 若干名  
・地区委員 若干名
- 第6条（任期及び選任）  
残任期間と  
役員の任期は2年間とする。中間において交代する場合は、その  
する。
- 第7条（会 議） 本会の総会は年1回定期総会と臨時総会とする。会議の議案は団  
体会員・個  
人会員の過半数を充て決議する。会議は毎月1回程度、企画会議、  
研修会を  
開催する他、必要に応じて臨時会議を開催する。

- 第 8 条（業 務） 本会は第 4 条の目的を達成するため次の事項を行なう。
- ① ふるさと銀河線における鉄道関連事業の応援及び自治体活性化の貢献。
  - ② 銀河線復活のための方策の研究及び全国鉄道復活運動との連携。
  - ③ 環境保護に関する研究実践。
  - ④ 交通権及びまちづくりに関する研究実践。
  - ⑤ 目的を実践するため、会員の学習を深める。
  - ⑥ 広報活動を行なう。
- 第 9 条（会 費） 第 8 条の目的達成のため要する費用は、会費及び篤志寄付を以てこれに充てる。団体会費年間 10,000 円 ・個人会員 1 口 1,000 円以上。
- 第 10 条（付 則） 本規約は 2006(平成 18)年 7 月 23 日から施行する。